令和８年（フ）第４４５２号
東京都板橋区四葉１丁目９―11　クローバ・パートⅡ202
債務者　小泉　由美
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月５日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３９８号
東京都足立区千住仲町40―２―304
債務者　町田　緩美
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３９９号
東京都練馬区栄町43―３―103
債務者　山下　勝一
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始中更正

令和８年（フ）第３１号
広島県三次市三良坂町長田1801番地１
破産者　さくら建築株式会社
1　主文　当裁判所が令和８年８月４日にした破産手続開始決定中、破産者代表者代表取締役の氏名が「藤川正宗こと近森政宗」とあるのを「藤川正宗こと近森正宗」と更正する。
2　決定年月日　令和８年８月12日
広島地方裁判所三次支部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第８７２号
北九州市門司区栄町５番１―901号、前住所北九州市門司区浜町10番７―203号
破産者　長澤　健治
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第２２７２号
札幌市東区北36条東19丁目４番３号　ニューアート36―205号
破産者　鳴海　敦一
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第９５号
富山県小矢部市岡360番地
破産者　八嶋　茂雄
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和６年（フ）第３５０号
山梨県南アルプス市加賀美55番地３
破産者　石川　　元
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第３２号
静岡県富士宮市粟倉219番地の63、前住所静岡県富士市鷹岡本町５番27号　グランデタカオカＢ―201号
破産者　杉山　雄哉
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和７年（フ）第７０号
静岡県富士市広見東本町34番１号　県営住宅７―303号、開始決定時の住所静岡県富士市今泉3242番地の９
破産者　三好　直樹
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和６年（フ）第２７９６号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字下戸149番地
破産者　木嶋　哲士
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２２３９号
名古屋市港区寺前町15番地
破産者　荒川　光博
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２５９８号
福岡市東区香椎照葉７丁目８番３―1021号照葉オーシャンステージＥＡＳＴ棟、従前の住所滋賀県草津市東矢倉３丁目26番26―103号　ＳｈａＭａｉｓｏｎひなた
破産者　柿本　義行
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第６６号
兵庫県伊丹市昆陽北１丁目６番５号　202号、前住所兵庫県伊丹市寺本３丁目194番地　スワンハイム昆陽219号
破産者　瓜生　智子
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和７年（フ）第２１８号
兵庫県宝塚市栄町３丁目10番12―1114号
破産者　竹井　尚徳
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和７年（フ）第２６７号
兵庫県川西市矢問３丁目２番18号
破産者　田上　和之
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係